タイ初等中等教員に求められる倫理の特質

一他の専門職倫理規程との比較分析—

牧 貴 愛 (2006年10月5日受理)

The Quality of Ethics Required for Primary and Secondary Teachers in Thailand: A Comparative Analysis of the Code of Ethics for Teachers and Other Professions

Takayoshi Maki

Article 81 of the Constitution of the Kingdom of Thailand revised in 1997 stipulates the necessity of formulating an educational law for national educational development and enhancing the teachers' professional development. Based on this provision, Teachers and Educational Personnel Council Act was eventually promulgated in 2003 and the newly-established license system for educational professionals together with standards for the educational professions and the code of ethics came into being. In the requirements of the license, three positive qualifications and three prohibited characteristics were specified. Considering these factors, the high level of ethics was more emphasized than mere knowledge and teaching techniques.

This study aims to clarify the quality of ethics required for teachers through comparing the differences of the code of ethics of educational professions with those for other traditional professions, such as lawyer and medical doctors. This study also examines the objectives, authorities and powers and duties of each profession and the composition of their ethics committees to identify the nature of the organization as well as the nature of their code of ethics.

Consequently, professionality and autonomy of teachers' organization and their code of ethics seem to be relatively immature. However, teachers are required to be a living example with high morality and to be an active leader in preserving and developing the traditional culture and the local wisdom in their community. In short, the quality of ethics required for teachers should go beyond the classroom or school and extend to the community. In a sense, teachers are required to have more sophisticated ethics than the other traditional professions.

Key words: Thailand, primary and secondary teachers, code of ethics, professions キーワード: タイ、初等中等教員、倫理規程、専門職

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部

として、以下の審査員により審査を受けた。

審査委員:大塚 豊(主任指導教員), 二宮 皓,

岡東 壽隆

はじめに

タイでは、1992年の軍事政権の崩壊以降、民主的な 国家形成を目指した諸改革が進行している1)。とくに. 教育分野に関しては、「教育に重点をおいた憲法2) として知られる「仏暦2540(西暦1997)年タイ王国憲 法3) | 第81条において、教育振興のための法整備なら びに専門職としての教員の発達を図ることが盛り込ま れた。同第81条を受けて、1999年には、国家の教育の 根本理念を明示した「仏暦2542 (西暦1999) 年国家教 育法(以下、「国教法 | と略記)⁴⁾ | が制定された⁵⁾。「国 教法 | に盛り込まれた諸規定には、1950年代末に始ま る開発体制以降、国民統合の手段としての学校教育の 量的拡大から学校教育の質的向上への移行という大き な変化が見られる⁶⁾。「国教法」に盛り込まれた規定 のうち、教育の質的向上に関わるものには、第4章(国 の教育方針)第27条の基礎教育の方法・内容に関わる カリキュラムの制定に関する規定7,第6章(教育の 基準と質の保証)第47条~第51条の「教育の質の保証 制度8) | の新設に関する諸規定、第7章(教員・大学 教授・教育職員) 第53条の教育専門職の免許制度の新 設. 教育専門職基準および倫理規程の制定を求めた規 定ならびにその実施主体として、教員・教育職員審議 会の設置を定めた規定がある。とくに、第7章におい て、従来、教員を指す「khru」に代わり、専門職を 意味する「wichachip」と「khru」を組み合わせた 「wichachipkhru (専門職としての教員)」が用いられ たことは、教育の質的向上には、質の高い教員、すな わち専門職としての教員が不可欠であるとの認識が端 的に表れていると言える90。

2003年6月11日には、「国教法」第53条を受けて、「仏 暦2546 (西暦2003) 年教員・教育職員審議会法 (以下、 「教審法 (2003年版)」と略記)¹⁰⁾」が制定され、免許 制度が創設された。とくに、教員免許状の要件として、 従来からあった「学士号の所持、18単位以上の教職科 目の履修、そして1学期(4ヶ月-16週間)以上の教 育実習の修了11)」という教員採用試験の受験資格に代 わって、「教審法」第44条において、以下の要件が規 定されたことは大きな変化であると言える。それらの 要件は、(1) 満20歳以上であること、(2) 教員・教育 職員審議会が認定した教育学系の学位ないしは資格を 有すること、(3) 1年以上の教育実習経験があること、 といった積極的要件とともに、(1) 倫理面において欠 陥のないこと、(2) 禁治産者でないこと、(3) 禁固等 に処せられたことのないこと、といった消極的要件も 含まれている。さらに、「教審法」第49条において、「教 育専門職の知識・経験に関する基準」、「教育専門職の 職務遂行の基準」、「教育専門職倫理規程」から構成される「教育専門職基準および倫理規程」を制定することが盛り込まれた。これを受けて、2005年9月5日には、「仏暦2548(西暦2005)年教育専門職の基準および倫理規程に関する教員・教育職員審議会規則¹²⁰」が制定された。以上の変化を勘案すると、専門職としての教員は、体系化された知識・技術としての専門性のみならず、倫理面において高度な要求を課されることとなったと見ることができる¹³⁰。

本稿では、社会の中で既に確立している伝統的な専門職である弁護士、医療専門職と、いわば新興の専門職としての教員との比較対照を行うことによって、教員に求められる人間性なかんずく倫理の特質や構造を解明することを試みる。具体的には、まず、教育専門職、弁護士、医療専門職が遵守すべき倫理規程を制定する組織を対照し、制定組織の性質を明確化する。次に、より具体的に各倫理規程に盛り込まれた内容の比較を行い、教員に求められる倫理の特質を浮き彫りにする¹⁴⁾。

なお、本稿において分析対象とする各倫理規程は、 それぞれ「教育専門職倫理規程(2005年版)」、「仏暦 2529(西暦1986)年弁護士の職業倫理に関する弁護士 審議会規則(以下、「弁護士倫理規程(1986年版)」と 略記)¹⁵⁾」、「仏暦2545(西暦2002)年医師が遵守すべ き倫理に関する医師審議会規則(以下、「医療専門職 倫理規程(2002年版)と略記¹⁶⁾」である。

1. 制定組織と倫理規程の性質

従来の専門職論には、英米型、ドイツ型の2つの系譜が存在するとされる¹⁷⁾。これら2つの専門職論には、国家と専門職組織との関係、換言すれば専門職組織の自律性において違いが見られる。すなわち、英米型の場合は、「閉鎖的・自律的組織¹⁸⁾」であるのに対して、ドイツ型の場合は、「自分たちの組織・国家官僚・高等教育機関との三者の一定の流動性ある相互作用のほうを望んだ¹⁹⁾」とされ、国家との関わりを保った他律的組織であると言えよう。翻って、本稿の対象であるタイでは、いかなる性質を有する組織によって倫理規程が制定されたのであろうか。上述した3つの倫理規程を制定する組織の設置法²⁰⁾、前身組織、目的、権限・義務、倫理規程、倫理規程委員会の構成員ならびに制定手続を対照したものが、表1である²¹⁾。

3つの規程の対照から、次の5点が明らかになる。 第1に、設置法の名称からは、いずれの組織も国会の 審議を経て、国王裁可の手続きによって成立した法律 (Phararachbanyat) に基づいて設置されていること である。つまり、同業者による自主的な組織というよりも、国によって作られた組織なのである。また、それぞれの設置法第3条からは、前身組織である教員審議会は、「仏暦2488(西暦1945)年教員審議会法」に基づいて、カリキュラム、教科書、教材などについての教育省への答申、教員の倫理遵守の徹底、教員の福利厚生、教員の能力開発などの目的(同法第7条)の実施主体として設置されたことが分かる²²⁾。法律家協

会は、「仏暦2507(西暦1964)年法律家協会法」に基づいて、法曹教育の促進、法曹倫理の監督、構成員の協働・威信維持の促進の目的(同法第4条)の実施主体として設置された。医師審議会も同様に、「仏暦2511(西暦1968)年医師審議会法」によって設置されたものであり、いずれの組織も国の機関としての性質を共通に有していると言える。

第2に、組織の目的を見ると、教員・教育職員審議

表 1 倫理規程制定組織対照表

| 組織 | 教員·教育職員審議会 | 弁護士審議会 | 医師審議会 |
|------------------------|---|---|---|
| An. 1001 | 「仏暦 2546(西暦 2003)年教員·教育職員審議会法」 | 「仏暦 2528 (西暦 1985)年 | 「仏暦 2525(西暦 1982)年医療専門職法」 |
| 設置 | (Phararachbanyatkhrulae | 弁護士法」(Phararachbanyat | (Phararachbanyatwichachipwetkam Pho. So. |
| 法 | bukharagnthankansueksa Pho. So. 2546.) | thanaikhwam Pho. So. 2528.) | 2525.) |
| 前身組織 | 前身の教員審議会を再編。 | 法律家協会から権限・義務を 委譲。 | 前身の医師審議会を再編。 |
| 目的 | ①教育専門職基準の制定、免許状の発行・取上げ、教育専門職基準・倫理規程の遵守徹底ならびに専門職発達の支援。 ②教育専門職の発達に関する計画・施策の制定。 ③教育専門職の福利厚生、その他の権利ならびに身分保障の向上。 ⑤教育専門職の協働の促進。 ⑥教育の管理・運営に必要な教材・教具等の支援。 ⑦教育専門職の福利厚生、威信維持に関する教育・調査の促進。 | ①法曹教育の促進。 ②法曹倫理規程遵守の監督。 ③構成員の協働・威信維持の 促進。 ④構成員の福利厚生の運営 促進。 ⑤全国民の法律理解の支援、 助言、普及。 | ①倫理規程遵守の監督。 ②医療に関する教育・研究の促進。 ③構成員の協働・威信維持の促進。 ④全国民およびその他の組織の医療・公衆衛生に関する理解の支援、助言、普及。 ⑤医療・公衆衛生に関する政府への具申。 ⑥医療専門職の代表であること。 |
| 権限。義務 | ①教育専門職基準・倫理規程の制定。 ②教育専門職基準・倫理規程遵守の監督。 ③免許状の発行。 ④免許状の取上げ。 ⑤専門職発達の支援。 ⑥教育専門職の報奨と威信維持の支援・促進。 ⑦教育機関の認定。 ⑧教育専門職の知識・経験の認定。 ⑨教育専門職に関する教育・研究の促進。 ⑩教育専門職の代表であること。 ⑪教育専門職に関する内閣の施策の検討。 ⑤教育専門職に関する省令の審議。 ⑪教育・教育職員審議会規則の制定。 ⑤教育・教育職員審議会内の委員会設置。 ⑥教育・教育職員審議会内の委員会設置。 ⑤教員・教育職員審議会の目的遂行のための様々な活動。 | ①免許状申請の登録および 免許状の発行。 ②弁護士審議会の目的遂行 のための活動。 ③目的遂行のための審議会 の運営。 ④目的遂行のための小委員 会の設置。 ⑤諸規則の制定。 (1) 構成員の入退会に関する 規則。 (2) 会費等に関する規則。 (3) 審議会の移転に関する規則。 (4) 委員会、小委員会の会議 に関する規則。 (5) その他の目的遂行に関連 する、任免、監督、倫理、職員 の解雇などに関する規則。 | ①免許状申請の登録。 ②免許状の発行・取上げ。 ③教育機関の学位、証明書の認定。 ④教育課程の認定。 ⑤養成課程の資格の認定。 ⑥各種証明書の発行。 ⑦目的遂行のための小委員会の設置。 ⑨諸規則の制定。 (1)構成員の要件に関する規則。 (2)疾病に関する規則。 (3)会費等に関する規則。 (4)委員会の任免に関する規則。 (5)免許状の種類および申請の登録・発行に関する規則。 (6)各種証明書に関する規則。 (7)倫理の遵守に関する規則。 (8)委員会、小委員会の会議に関する規則。 (9)養成機関の設置、運営、指定に関する規則。 (10)医療専門職の基礎的要件に関する規則。 (11)その他の目的遂行に関する規則。 |
| 倫理 程 員 構 員 | 教育省基礎教育委員会事務局長1名 教育省職業教育委員会事務局長1名 教育省教育公務員人事院1名 有職者4名 大学教授2名 教員、教育職員6名 (計15名) | 法務省代表1名 法律家協会代表1名 弁護士9名以上23名以内 (計11から25名) | 公衆衛生省副大臣 1名 医療局長 1名 衛生局長 1名 陸軍または空軍医療局長 1名 警察医療局長 1名 医学部長 1名 医科大学長 1名 医師 7名 (計 14名) |
| 制定 | 教育大臣の承認が必要。 | 法務大臣の承認が必要。 | 公衆衛生大臣の承認が必要。 |
| | なり、たべくが心がない。 | いカハエツが心が少な。 | ムハ南エハエツが贮が必次。 |

出典) 関連法規を参考に筆者作成。

会は、他の2つの組織に比べて、全国民へのそれぞれの分野の理解に努めるという点が含まれていない。確かに、3つの組織に共通して、倫理規程の遵守、専門職に関する教育・研究の推進、構成員の福利厚生の向上、職業威信の維持に関する項目は明記されているが、社会からの信頼の基盤となる全国民の当該分野についての理解の促進に関わる項目は明記されていない。つまり、社会からの信頼に大きく依拠する専門職として、職業威信の維持の基盤となる当該分野の理解の促進を目的として明記していない点において、教員・教育職員審議会は、専門職組織としては、未成熟であると言えよう²³⁾。

第3に、組織の権限・義務については、免許状に関わる規定、倫理規程などの規則の制定に関する規定に加えて、専門家の育成に関わる規定が3つの規程に共通して盛り込まれている。ただし、教員の免許状に関しては、冒頭に述べたように、2003年に新しく導入されたものである。つまり、専門家の能力を担保する免許状の導入が、他の2つの組織に比べ、少なくとも20年ほど遅れていることは、専門職組織としての制度化の遅れや自律性の弱さを示していると見ることもできよう。

第4に、倫理規程委員会の構成を見ると、教員・教育職員審議会は、他の2つの組織に比べて、教育に直接関係する管轄省の副大臣、局長、実務に従事する教員、弁護士、医師などの専門家以外に有識者が4名含まれている。加えて、弁護士審議会ならびに医療専門職審議会には、実務に直接従事する弁護士や医療専門職が、過半数ないしはそれ以上含まれているのに比べて教員・教育職員審議会は、15名の過半数に満たない教員、教育職員審議会は、相対的に自律性が低い組織であると見ることができる。

第5に、倫理規程の制定手続きを見ると、三者とも管轄省の大臣の承認が必要であることが分かる。つまり、夕イの倫理規程は、総じて同業者による自主的制定というよりも、国により制定された法規としての性質が強いのである。また、上述した従来の英米型、ドイツ型の専門職論の類型に当てはめて考えると、タイの場合は遅れて近代化を開始し、国家主導により組織化が進められたため、結果的に他律的組織というドイツ型に近い専門職論の系譜に位置づけられるように思われる。

2. 倫理規程の比較分析

以上述べてきたように、国による制定法規という性質を有する3つの倫理規程であるが、教員に求められる倫理の特質をより明確にするために、3規程の具体

的中身を比較したものが次の表2である24)。

比較対照からは、次のような特徴が明らかになる。 第1に、条項数が大きく異なることである。教育専門 職は、9項目であるのに対して、弁護士は2倍弱の17 項目、医療専門職は6倍弱の52項目にわたって規定さ れていることである。後述するように、条項数が多い ことは、実務に直接関わる事柄に関して、詳細な内容 が盛り込まれていることを表し、他方、条項数が少な いことは、一般的な事柄が包括的に盛り込まれている ことを表している。つまり、教育専門職の倫理規程は、 他の2つに比べて、倫理の具体的な判断基準としての 機能は有しておらず、専門職の倫理規程としては十分 に整っていないということである。例えば、全米教育 協会(NEA)と日教組の倫理綱領の比較を行った安 井氏は、日教組倫理綱領に対して、「何が『違反』な のかを判断できない綱領は残念ながら単なるお題目. つまり空文にすぎない | と指摘する²⁵⁾。法律と特定団 体の綱領という性格の違いはあるにせよ、タイの教育 専門職倫理規程の場合も、判断基準となりえず曖昧で あるという点において、 日教組倫理綱領に見られる弱 点を共有している。

第2に、自己に求める内容からは、医療専門職は、 国家の法律を公正に尊重することが求められているの に対して、教育専門職は、学問、経済、社会の発展に 自己研鑽を積むことによって対応することが求められ ていることである。つまり、教育専門職は、既存の社 会規範に甘んじることなく、常に社会の変化に対応す ることが求められているのである。

第3に、職業との関わりにおいて求められる内容からは、弁護士ならびに医療専門職は、名誉や職業的威信という専門職に対する社会の評価を重視しているのに対して、教員は、職業を愛し、よき団体の構成員であることが求められていることである。つまり、教育専門職は、社会からの評価を第一義的に考えるのではなく、まず従事する職業を愛することが求められているのである。

第4に、同僚との関わりにおいて求められる内容には、3規程に共通して、同僚を支援することが盛り込まれている。その上で、弁護士は、値段を競り合わないこと、医療専門職は、同僚(同業者)に危害を加えたり、患者を引き抜き自分の患者にしたりしないことが盛り込まれているのに対し、教育専門職は、能力主義制を確立し、協働性を高めることによって、同僚を効果的に支援することが明記されている。つまり、教育専門職は、能力主義の確立と同僚との協働という、場合によっては相反する目標の両立を求められているのである。

表2 倫理綱領対照表

教育専門職倫理規程(2005年版) 弁護士倫理規程(1986年版) ●自己に求める内容 ●自己に求める内容 1:教育専門職は、学問、経済、社会、政治の 該当たし 発展に対応するため、常に専門分野、人格及 び洞察力の各面で自己研鑽に努めること。 ●職業との関わりにおいて求められる内容 ●職業との関わりにおいて求められる内容

- 2:教育専門職は、職業を愛し、信奉し、職業に 対して忠実であること。また関係団体の良き構 成員であること。
- ●同僚との関わりにおいて求められる内容 3:教育専門職は、職場の中で能力主義制を 確立し、協働性を高めることによって、同僚と 効果的に支援、協力し合うこと。

- ●教育の受益者との関わりにおいて求められ
- 4:教育専門職は、等しく、児童・生徒および教 育の受益者を愛し、慈しみ、親身に協力し、支 援し、励ますこと。
- 5:教育専門職は、誠意をもって、児童・生徒お よび教育の受益者の能力の限り、学び、技術、 人格の形成を支援すること。
- 6:教育専門職は、品行の手本であり、心身、 言葉遣いが良いこと
- 7:教育専門職は、児童・生徒および教育の受 益者の心身、知能の発達および社会環境に逆 行しないこと。
- 8:教育専門職は、誠心誠意、等しくサービスを 提供し、法に反し職位を利用した利益の授受 を行わないこと。

■社会との関わりにおいて求められる内容 9:教育専門職は、経済、社会、伝統文化、伝 統的な知恵、環境、公益の保護や発展に率先 して取り組むこと。また国王を元首とする民主 主義を保持すること。

- 1:弁護士は、職務に従事する間、倫理に反 することや弁護士の名誉を汚すことを行わな いこと
- ●同僚および訴訟関係者との関わりにおい て求められる内容
- 2:他の弁護士と値段を競り合わないこと。ま た、弁護を引き受けた後、次の場合は弁護を 交代することができる。(1)弁護士の承諾が ある場合、(2)然るべき理由がある場合、(3) 先任の弁護士が弁護を断った場合、あるい は今後継続していく意思がない場合。
- 3:同じ職場の事務員の場合であっても、仲介 料や報酬、金品あるいはその他の金銭の授 受を承諾、約束しないこと。
- ●受益者との関わりにおいて求められる内容 4:根拠がないにも関わらず告訴することを唆 すいかなることも行わないこと。
- 5:被告あるいは原告の弁護士となるために、 次のいかなる策も講じないこと。(1)訴訟の勝 敗について当事者を困惑させるような詐欺を 行うこと。(2)自己は、他の弁護士以上に知 識があると誇張し自慢すること。(3)弁護以外 に、知人を利用することによって訴訟を有利 に進めることができると依頼人を困惑させた り、欺いたりすること。または、自己を弁護士 として雇用しない場合、敗訴になるような手立 てを講じると脅すこと。
- 6:依頼人の利益を損なう可能性がある次の いかなることも行わないこと。
- 7: 訴訟相手側の相談を受けたり、相手側の 事情を知った後に弁護士になったり、相手側 に協力した際に得た情報を用いたりしないこ
- 8:依頼人との約束以外に、弁護を引き受け た後、自己の利益になるような策を講じない
- 9:然るべき理由がある場合を除き、依頼人の 金品、財産を搾取、横領したり、返済せず、 占有したり、返済を遅らせたりしないこと 10:依頼人または法的からの許可がある場合
- を除き、依頼人の秘密を公開しないこと。
- ●宣伝に関して求められる内容
- 11:自ら宣伝すること、あるいは他人をして自 己の宣伝をさせる場合、次のいかなることも 行ってはならない。(1)弁護士審議会あるい は関連諸機関による国民の法律に関する相 談の場合を除き、雇用料金や雇用料を要求 しないという内容を含む宣伝。(2)上述のよう 次の場合、宣伝を行うことができる。(1)学術

医療専門職倫理規程(2002年版)

- ●自己に求める内容
- 1:医療専門職は、国家の法律を公正に尊重 し、社会にふさわしい自己を維持して然るべ きであろ
- ●職業との関わりにおいて求められる内容 2:医療専門職は、職業の威信を貶めるような いかなることも行わないこと。
- 3: 医療専門職は、地位、民族、国籍、宗教な らびに政治思想に関係なく、誠意を持って職 務を遂行すること。
- ●同業者との関わりにおいて求められる内容 4:医療専門職は、互いに尊敬しあうこと。
- 5:医療専門職は、同業者に危害を加えたり、 因縁をつけたりしないこと。
- 6:医療専門職は、同業者の患者を引き抜き、 自己の患者としないこと。
- ●同僚との関わりおいて求められる内容 7: 医療専門職は、互いに称揚し、敬意を払う
- 8: 医療専門職は、同僚に危害を加えたり、因 縁をつけたりしないこと。
- 9: 医療専門職は、同僚を支援すること。
- ●受益者との関わりにおいて求められる内容 10: 医療専門職は、患者の安全や浪費を脅 かさないこと
- 11:医療専門職は、自己の利益のために、治 療を受けるように促さないこと。
- 12: 医療専門職は、患者と謝金などの金銭の 授受を行わないこと。
- 13: 医療専門職は、患者に対して、脅迫する ことなく、礼儀正しく振舞うこと。
- 14: 医療専門職は、患者に対して、自己の利 益になるような詐欺を働かないこと。
- 15: 医療専門職は、医療専門職基準を遵守 し、最もよき医療専門職であること。また、不 当な報酬などを求めることなく、病気に苦し む人や身体障害者を助けることに邁進するこ
- 16: 医療専門職は、法律に従う場合、患者の 承諾がある場合を除き、患者の秘密を漏らさ ないこと。
- 17:医療専門職は、患者から助けを求められ た場合、助けることができる立場にある場合、 断らないこと。
- ●宣伝に関して求められる内容
- 18: 医療専門職は、自己または他人をして、 自己の知識や経験を宣伝しないこと。
- 19: 医療専門職は、自己または他人をして、 他人の知識や経験を宣伝しないこと。
- 20: 医療専門職は、前項の規定に該当しない

な然ろべき場合を除き、被告あるいは原告の一雑誌や学会を通して成果を公表する場合。 弁護士となるために、氏名、学位、自宅また は事務所の所在地などを誇張するような内容 を含む官伝。

(2)成果の公表が公益に寄与する場合。(3) 成果の公表が、全国民のための学術的進歩 に寄与する場合。(4)自己の利益となるような 場合を除き、学術機関、協会、基金会を通し て功績を公表する場合。

21: 医療専門職は、機関が定める次の事項 に限り公表することができる。(1)氏名、性 別、職位、等級。(2) 医師審議会あるいは諸 機関の基準に沿い取得した学位、卒業証書 あるいはその他の証明書またはその他の学 歴を証明する書類。(3)専門とする医療分 野。(4)勤務時間。

22:医療専門職は、前項に加えて、自己の住 所、所属機関の住所ならびに電話番号を公 表することができる。

23: 医療専門職は、民間のメディアを通して、 医師として宣伝したり、質問に回答したりする 場合、所属する機関を宣伝しないこと。

24: 医療専門職は、医師としての自覚を持 ち、民間のメディアを通して、自己の知識や 能力を宣伝しないこと。

●法廷との関わりにおいて求められる内容 12:然るべき理由がある場合を除き、弁護士 は、刑事事件において被告の弁護を行うこと を判事から依頼されても引き受けないこと。 13:法廷を尊重・畏敬せず侮辱すること、また 法廷の内外において判事を侮辱することは、 法廷ならびに判事の権能を傷つける行為で ある。

14: 虚偽に基づく論評・書類の作成・証拠の 提示または欺くための策略を施し、法廷を惑 わすこと、公開前の令状または判決の漏洩に つながるいかなることも行わないこと。

15: 故意に、間接または直接に、虚偽の証拠 を捏造すること。依頼者に入れ知恵をし、虚 偽の陳述をさせること。法廷に提出されるべ き証拠を秘密にしたり、隠したり、欺いたりす ること、職員に対して賄賂を約束すること、あ るいは故意に職員に賄賂を渡すことは行わ ないこと。

●病院との関わりにおいて求められる内容 25: 医療専門職は、自己または他人をして、 次に該当するような病院の宣伝を行ってはな らない。(1)医療専門職やその他の活動の実 態を誇張した宣伝。(2)病院の活動や医療機 器の効能を誇張することによって、他人の誤 解を招いたり、過度の期待をもたせたりする 宣伝。(3)一般的に不適切な宣伝、あるいは 倫理に反する歪んだ欲望を掻き立てるような 宣伝。(4)医療関係費用の値引きあるいはそ の他の特典を提供する類の宣伝。(5)事実に 反して、優秀な医療専門職を有している病院 であるという類の宣伝。

26: 医療専門職は、不当な報酬や寄付の授 受を行ったり、それを誘引したりしないこと。 27: 医療専門職は、院内において同僚の医

師、看護士、助産婦などその他の医療に従 事する者が法律に反したり、反することを許し たりしないこと。

28: 医療専門職は、自己または他人をして、 医療専門職審議会の規則に反するような自 己の宣伝を行わないこと。

29: 医療専門職は、試薬や秘薬またはそれ に類する医療機器の使用を命じたりしないこ

30: 医療専門職は、故意に虚偽の保証書の 作成など、職務の全てにおいて不誠実なこと をしないこと。

●服装に関して求められる内容

16:裁判中、弁護士は次に定める正装である こと。(1) 男性の場合は、世界共通の白また はそのほかの派手ではない色のスーツを着 用し、白いシャツ、黒またはその他の礼儀正 しい色であること。ネクタイは、黒またはその 他の礼儀正しい物で派手な色ではないこと。 または、タイの伝統的な半袖もしくは長袖で、 礼儀正しい色で模様がないこと。靴は、かか それとほぼ同色であること。(2)女性の場合 こと。

●研究および人体実験との関わりにおいて 求められる内容

31: 医療専門職は、人体を用いた研究・実験 を行う際に必ず被験者の承諾を経ること。

32: 医療専門職は、被験者を患者と同等に扱 ラート

33: 医療専門職は、実験によって被験者が被 る被害や損失に対して責任を持つこと。

34: 医療専門職は、管轄する委員会が許可し とつきの白あるいは茶、黒色を履き、靴下も「た場合にのみ人体を用いた研究・実験を行う は、世界共通のスカートとシャツで派手ではなく、礼儀正しい色であること。靴はかかとがついていること。(3) 弁護士は公務員の制服を着用する権利がある。(4) 裁判中は、法律協会のガウンも着用すること。

●法規ならびに規則との関わりにおいて求 められる内容

17:弁護士は、弁護士審議会の議長、弁護士 委員会、弁護士倫理委員会の個人または団 体に対する命令の全てを遵守すること。

は、世界共通のスカートとシャツで派手では 35:医療専門職は、人体を用いた研究・実験なく、礼儀正しい色であること。 靴はかかとが を行う際に、必ず研究倫理を遵守すること。

●臓器移植との関わりにおいて求められる内容

36~39(計4項目)

●幹細胞移植との関わりにおいて求められる 内容

40~46(計7項目)

●健康補助製品との関わりにおいて求められる内容

47: 医療専門職は、相談、講演、講義などの 謝金を除き、企業からいかなる場合も金銭を 受け取らないこと

48:医療専門職は、学術の進歩、患者の治療、病院に有益な物を除き、3000 バーツ以上の品物を受け取らないこと。

49: 医療専門職は、国内外における見学、講義に関して企業から助成金を受け取る場合、 交通費、参加費、講演謝金、食費、宿泊費以 外は受け取らないこと。

50:医療専門職は、全国民に対して企業の製品についていかなる宣伝も行わないこと。また、その宣伝から生じる利益を受け取らない

51:医療専門職は、全国民に対して、口頭あるいは文書によって、当該製品の開発に携わったことを伝えること。

52:医療系の教育機関に従事する医療専門 職に関しても本章の規則に違反あるいは抵 触することのないようにすること。

出典) 各倫理規程を筆者訳出。

第5に、受益者との関わりにおいて求められる内容については、3規程に共通して、受益者と不当な金銭の授受を行わないことが求められている。一方、異なる点として、弁護士および医療専門職は、受益者の秘密を守ることが求められているのに対して、教育専門職には、守秘義務の規定は盛り込まれていない。さらに、医療専門職は、よき医療専門職であることが求められているのに対して、教育専門職は、児童・生徒および教育の受益者を愛し、慈しみ、親身に協力し、支援し、励ますこと、品行の手本であることが求められている。

まず、金銭の授受の禁止、守秘義務に関しては、弁護士や医療専門職は、不当な金銭の授受に加えて、前述の社会的評価と関連して、受益者に不利益が生じる可能性のある個人情報の保護に関しても自覚的であることがわかる。一方、教育専門職は、受益者との金銭の授受の禁止には1項目が当てられているが、守秘義務に関する項目はないことから弁護士や医療専門職に比べると要求水準が低いことがわかる。

次に、教育専門職は、受益者の学習を親身に支援す

ることが2項目にわたって盛り込まれている。これは、3者ともに提供したサービスの対価として正当な金銭による報酬を受け取ることは当然とはいえ、教育専門職の報酬には、正当な金銭による報酬に加えて、「心的報酬(psychic rewards)²⁶⁾」が大きいことを示している。確かに、弁護士や医療専門職にも「心的報酬」があると考えることができるが、教育専門職には、「心的報酬」に関わる事柄が明記されており、いっそう重視されている。

さらに、医療専門職は、単によき医療専門職であることが求められているのに対して、教育専門職は、品行の手本であり、心身、言葉遣いが良いことが求められていることは、教員は、よき教員であるのみならず、より広く模範的な人間であることが求められているのである。

第6に、社会との関わりにおいて求められる内容に関しては、弁護士、医療専門職には該当する項目がないが、教育専門職は、伝統文化や環境、公益の保護、発展においてリーダーシップを発揮することが求められている。つまり、教育専門職は、学校内にとどまる

ことなく,広く地域社会において活躍することが求められているのである。

おわりに

以上の分析から、タイにおける教育専門職に求められる倫理の特質として、次の2点を指摘することができる。

第1に、タイの教育専門職は、伝統的な専門職に比べると相対的に、自律性、専門性が低いとはいえ、より広い領域や社会的・人間的関係における倫理に関する具体的な規定が盛り込まれている。つまり、当該専門職に直結する倫理の「深さ」より、「広さ」という点において、弁護士や医師といった伝統的専門職に比べて、ある意味で実現がより困難な要求が課されていること。

第2に、先に述べた「広さ」の具体的な内容に関わ る特色として、日常的な言動も含め無限定な社会空間 において品行の手本となる模範的人間となり、地域社 会における伝統文化の率先的な継承者であることが求 められていることである。ここで言うタイにおける模 範的人間とは、日本語の「品行の良き手本」という言 葉のニュアンスに加えて、古来、王様に仕える貴族の 振る舞いという語感を含んでいる27)。また、弁護士や 国立病院の医師を除く大部分の医師と比べれば、教員 は「国家公務員 (kharachagkan)」すなわち「王事を 行う下僕28)」としての身分を有している。つまり、教 員は、王様の僕としての振る舞いを求められているの である。さらに、地域社会において率先して活動する ことが求められていることを併せて、教員は、国民統 合推進の重要な役割を担わされているのである。つま り、本稿から導かれる結論は、近年の教員の専門職化に は、知識・技術の向上といった当該職種の質に直接関 わる事柄に加えて、国民統合の推進者としての役割が 通奏低音として流れていることを示しているのである。

【注】

- 1)教育改革に加えて、例えば、政治改革、選挙制度 改革、司法制度改革などがある。作本直行、今泉慎 也編『アジアの民主化過程と法-フィリピン・タ イ・インドネシアの比較-』日本貿易振興会アジア 経済研究所、2003年。
- 2) Kaewdeng, Rung, *Rathathamanunkapkansueksa khong chati*, Samnakngan khanakamakan kanseksa haeng chati, 2543, p.3. (ゲオデーン, ルン『タイ王 国憲法と教育』国家教育委員会事務局, 2000年)
- 3) Rathathamanunhaengrachanachakthai Pho.So.

- 2540. (『仏暦2540年タイ王国憲法』 タイ経済パブリッシング、1997年)
- 4) Samnakngankhanakamakankanseksahaengchati, Phraracvabanyat Kaansuksaa-haengchaat, Pho. So. 2542 lae Thii Kaekhan Permterm (Chababthii 2) Pho. So. 2545, Phrik Waan Graphic LTD.: Bangkok, 2002. (国家教育委員会事務局『仏歴2542 (1999) 年 国家教育法および仏歴2545 (2002) 年改定補遺 (第 2版)』) の第47条を参照。また同法は日本語に翻訳 されており、同法(第1版)は、平田利文、森下稔 『タイ仏歴2542年(西暦1999年)国家教育法』ヨシ ダ印刷. 2000年。村田翼夫、渋谷恵、カンピラパー ブ・スネート, 鈴木康郎, 鎌田亮一共訳「タイにお ける『仏歴2542 (1999) 年国家教育法』(全訳)」『比 較・国際教育』第8号,93-106頁。また同法(第2 版) は、平田利文『日本・タイ両国における「市民 性 | の育成に関する実証的比較研究 | 平成14-16年 度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)(1)), 大分大学 教育福祉科学部, 2004年, 67-90頁を参照。
- 5)「国教法」は、教育の目的と原則(第1章)、教育 の権利と義務(第2章)、教育制度(第3章)、国の 教育方針(第4章)、教育の管理・運営(第5章)、 教育基準と教育の質の保証(第6章)、教員・大学 教員・教育職員(第7章)、教育資源と教育投資(第 8章)、教育テクノロジー(第9章)の全9章から 構成される。
- 6) タイにおける国民統合のための学校教育について は、野津隆志『国民の形成-タイ東北小学校におけ る国民文化形成のエスノグラフィー-』明石書店、 2005年に詳しい。
- 7) 基礎教育カリキュラムに関しては、鈴木康郎、森 下稔、カンピラパーブ・スネート「タイにおける基 礎教育改革の理念とその展開」『比較教育学研究』、 第30号、2004年、148-167頁に詳しい。
- 8)「教育の質の保証制度」に関しては、森下稔「タイにおける教育の質の評価・保証制度の導入-「教育水準・質の保証評価事務局」の設置-」『九州教育学会研究紀要』第30巻,2002年,251-258頁。森下稔「タイにおける高等教育改革戦略-質の保証制度の導入を中心に-」『東京商船大学研究報告(人文科学)』第54号,2003年,79-98頁。拙稿「タイ初等教育における外部評価制度の影響」『比較教育学研究』第31号,2005年,177-192頁を参照されたい。
- 9)教員の質的向上に関しては、後述する「教員・教育職員審議会法(2003年版)」に加え、2004年には、教員の人事全般について規定した「仏暦2547(西暦2004)年教育公務員・教育職員人事院法」と併せて、

- 教育専門職の新しい俸給について定めた法規や職位 手当についての法規が制定された。
- Samnakkanlekhathikankhurusapha, Phrarachbanyat saphakhrulaebukharagnthankansueksa Pho. So. 2546, Rongphimkhurusaphalatphraw, 2547. (Secretariat Office of the Teachers Council of Thailand, Teachers and Educational Personnel Act B. E. 2546, 2004.)
- 11) 堀内孜「4 タイの教員養成」日本教育大学協会編 『世界の教員養成-アジア編-』学文社, 2005年, 97頁。
- 12) Khobangkhapkhurusapha waduai matrathan wichachip lae chanyaban khong wichachip Pho. So. 2548, Rachkichanubeksa, lem 122, tonphiset 76 ng, pp.39-46. (『官報』第122巻, 76号) なお, 本稿では, code of ethics を倫理規程と訳出しているが, これは後述するように, 国による制定法規という性格が強いことによる。
- 13) 河上氏によれば、専門職としての教員が高い倫理を有するべきであるという議論は、無数に存在する教員の専門職化に関する研究に共通して見出されるという。河上婦志子「第八章 外国の『教師=専門職論』」市川昭午編『教師=専門職論の再検討』、教育研究開発所、1986年、223-224頁。
- 14) 教員関係法規において、教育公務員とは国立の教育機関において職務に従事する教員のみを指し、教育専門職とは、国立、私立の教育機関において職務に従事する教員を指す。本稿の対象である初等中等教員とは、国立の教育機関において職務に従事する教育公務員を指し、教育専門職の範疇に属するものである。
- 15) Khobangkapsaphathanaikhwamwaduaimarayat thanaykhwam Pho. So. 2529. タイ弁護士審議会ホームページhttp://www.lawyerscouncil.or.th/depart3/myad_pl.html を訳出。(2006年7月6日アクセス)
- 16) Khobangkapphaetyasapha waduai kanraksa chariyatham wichachip wetkam Pho. So. 2545. タイ医師審議会ホームページ http://www.tmc.or.th/service_law02.php を訳出。(2006年7月6日アクセス)
- 17) 橋本鉱市「第五章 医師の『量』と『質』をめぐる政治過程 近代日本における医師の専門職化 」 望田幸男,田村栄子編『身体と医療の教育社会史』, 昭和堂,2003年,112頁。
- 18) マクレランド,チャールズ E. (望田幸男監訳)『近 代ドイツの専門職 - 官吏・弁護士・医師・聖職者・ 教師・技術者 - 』晃洋書房,1993年,35頁。吉岡真 佐樹「第3章 中等教員の資格制度と機能」望田幸

- 男編『近代ドイツ = 「資格社会」の制度と機能』名 古屋大学出版会,1995年,105-106頁。
- 19) マクレランド前掲書。
- 20) 弁護審議会ならびに医師審議会の設置法は、注14, 15のホームページに掲載されているものを訳出した。
- 21) 審議会という訳語は、Sapha (council) を訳出したものである。日本の審議会と同様に、管轄省への答申を行うため審議会と訳出した。ただし、法規を制定することができる点において、日本の審議会とは異なっている。
- 22) 教員審議会の前身の組織(withiyathansathan/samakyachansomonsathan/samakyachansamakhom)に関しては、Samnakkanlekhathikankhurusapha, Khroprop 50pi kansathapnasamnaknganlekhathikankhurusapha, Rongphimkhurusphalatphraw, 2538, pp.44-49.(教員審議会『クルサパー50年史』教員審議会印刷局、1995年)に詳しい。
- 23) 安井氏によれば、「社会の人達の評価が、職業倫理の作り手」であるという。安井健二「教育専門職にける職業倫理の構造」『東京教育大学教育学部紀要』23号、1977年、47頁。
- 24) 表2は、教育専門職の区分にそって、弁護士と医療専門職を分類したものである。弁護士は、宣伝に関すること、法廷との関わり、服装に関わること、法規に関わること、医療専門職は、宣伝に関すること、病院との関わりに加えて、臓器移植や幹細胞移植に関わること、健康補助製品企業との関わりなどの実務に直接関わる事柄が盛り込まれている。
- 25) 安井健二「教職における倫理綱領の特性およびその研究の意義」『東京教育大学教育学研究収録』 1973年、108頁。
- 26) 今津氏によれば、ローティは、教員の報酬を、「外的報酬」、「心的報酬」、「付帯的報酬」に分類し、教員は、「心的報酬」を重視することを調査によって解明したとされる。今津孝次郎『変動社会の教師教育』名古屋大学出版会、1996年、56-57頁。
- 27) 渋谷恵「タイの初等教育における礼儀作法の教育 -1990年改訂カリキュラム・教科書の分析を中心 に-」『比較・国際教育』第7号、1999年、29頁。
- 28) 村嶋英治「タイの官僚制 競争試験制度を中心と して - 」岩崎育夫, 萩原宜之編『ASEAN 諸国の官 僚制』アジア経済研究所, 1996年, 163頁。
- *本稿は、日本学術振興会特別研究員 DC2 (平成18年度) 研究課題「タイ初等中等教員の質的向上施策に関する研究」の成果の一部である。併せて、平成18年度科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) の交付を受けた。 (主任指導教員 大塚 豊)